

公益財団法人登米文化振興財団 市民参加型事業基金設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人登米文化振興財団（以下「この法人」という。）が行う芸術文化振興事業のうち、登米市民の参加型事業に必要な予算を確保し、適正な事業運営に資するため、市民参加型事業基金（以下「基金」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(市民参加型の事業)

第2条 前条の市民参加型の事業とは、下記のことをいう。

- (1) この法人が行う芸術文化振興事業のうち、企画運営、出演、スタッフなどの形で多くの登米市民が参加して催される公演で、事業を主催及び主管する団体（以下「主催団体」という。）として実行委員会が設立されるもの。
- (2) この法人の呼びかけにより結成され、登米祝祭劇場を拠点に活動する団体が主催団体となって催す公演。
- (3) その他、理事長が市民参加型の事業と認めるもの。

(積み立て)

第3条 市民参加型事業への指定寄付金などは、特定資産として基金に積み立てる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処分)

第5条 基金から生じる収益は、この法人の予算に編入する。

(基金の取り崩し及び基金管理委員)

第6条 第2条の事業を実施するに当たり、当該主催団体から基金の一部補填の要求があった場合には、基金管理委員（以下「委員」という。）の承認を得て、基金を取り崩し、必要な額を当該事業にあてる。

- 2 委員は2名以内とし、識見を有する者に理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合には、補欠委員を委嘱することができる。また、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(処分)

第7条 この法人は、次の各号の1つに該当するときは、基金を処分し一般寄附金としてこの法人の予算に計上することができる。

- (1) 寄附者の承認を得たとき。
- (2) 処分することが適当と認めたとき。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、第3条中の「指定寄付金」を「指定寄付金など」に改め、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、第3条「基金には、基金あての指定寄付金などの額を積み立てる」を「市民参加型事業への指定寄付金などは、特定資産として基金に積み立てる」に改め、平成27年4月1日から施行する。